

# 令和8年度北柏駅南口駅前広場基本計画策定業務委託 プロポーザル方式募集要領

## 1 当該委託等の目的, 概要

### (1) 目的

北柏駅北口では、現在、土地区画整理事業により基盤整備が進められ、令和8年4月に北柏駅北口駅前広場周辺地区において、柏市と地元権利者による「北柏駅北口駅前広場周辺地区一体的土地活用事業」により新たに商業施設等が立地され、地域に人が集まり賑わいが生まれつつある。

一方、北柏駅南口では、駅前広場の整備から約50年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、今後の駅前広場に求められる機能を再点検し、必要に応じた再整備を検討すべき時期を迎えている。また、現状では駅利用者の送迎を中心とした限定的な利用にとどまっているほか、公共交通と一般車両の動線が混在しており、駅前広場としての機能が十分に発揮されていない状況にある。

さらに、柏市が推進する手賀沼周辺の観光活性化においては、手賀沼への最寄り駅である北柏駅に対し、アクセス拠点としての機能向上や、駅前空間の魅力向上が期待されている。しかしながら、北柏駅は柏市内において手賀沼に最も近い駅であるにもかかわらず、駅前に人々が滞在・交流できる空間が不足しており、賑わいや活力に欠ける状況となっている。

このような背景を踏まえ、北柏駅南口駅前広場においては、手賀沼の玄関口としてのポテンシャルを活かしながら、滞留機能の不足や交通機能の課題を解消し、地域住民や来訪者が集い、憩い、交流できる賑わい空間の創出に向けた検討を行う必要がある。

本業務は、北柏駅周辺の賑わい創出に向け、駅周辺を「単なる通過点」から「人が集い、憩い、賑わう拠点」へと転換することを目指し、基本計画を策定することを目的とする。

したがって、本プロポーザルでは、これらの検討を適切に推進するため、本地区の特性や課題を的確に把握するとともに、駅前広場整備と連携したオープンスペースの利活用について、総合的かつ実効性のある提案を行うことができる事業者を選定する。

### (2) 業務概要

以下に掲げる項目を業務とする。業務内容の詳細は、別紙1「北柏駅南口駅前広場基本計画策定業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりとする。なお、契約締結時の仕様書は、特定した契約候補者の提案内容を踏まえ、業務内容を調整し決定する。

- ア 企画立案
- イ 現状と計画の整理
- ウ 基本方針の検討
- エ 将来乗降客数の設定
- オ 駅前広場規模の検討
- カ 構想立案および配置構想の検討
- キ 基本計画案の検討（俯瞰図3案含む）
- ク 基本計画図の作成
- ケ 概算工事費の算定

### (3) 予定契約期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(4) 予定価格（上限価格）

16,610,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

参加資格を有する者は、公募日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ測量（都市計画及び地方計画）の区分で参加資格を有していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと
- (4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと
- (5) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は公募日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと
- (6) 社会保険への加入（加入の義務がない場合を除く）や最低賃金の順守等、労働者の労働条件については、労働関係法令を遵守すること
- (7) 単体の企業であること
- (8) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）のうち都市計画及び地方計画部門の登録があること
- (9) 過去10年以内に官公庁が発注した、駅前広場基本計画策定業務もしくは、駅前広場基本設計業務を履行した実績を有すること
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する建設部門（選択科目：都市及び地方計画）又は総合技術監理部門（選択科目：都市及び地方計画）の資格を有する主任技術者を配置できること

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和8年6月8日(月)
参加意思表明書受付締切	令和8年6月15日(月)
参加資格要件確認結果通知	令和8年6月19日(金)
質疑書の締切	令和8年6月23日(火)
質疑書に対する回答	令和8年7月3日(金)
提案書等の提出締切	令和8年7月16日(木)
プレゼンテーション	令和8年7月24日(金)
プロポーザル方式結果通知	令和8年7月31日(金)
契約日（予定）	令和8年8月24日(月)

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある

4 参加意思表示について

(1) 期限

ア 持参の場合

令和8年6月15日(月)午後5時まで

※受付時間は、土日祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 郵送の場合

令和8年6月15日(月)午後5時まで 必着

(2) 提出書類

ア 参加意思表明書(様式1)

イ 暴力団排除に係る誓約書(様式2)

ウ 会社概要書(任意様式※)

※会社案内(パンフレット)による代替でも可とする。ただし、会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容の項目が記載されたものとする。

エ 元請けとしての業務実績(様式3)

2(9)に示す参加資格の業務実績を証する契約書などの写し及び業務実績の分かる資料などを添付する。なお、報告書や概要資料など既存資料で構わない。

オ 配置技術者の資格要件(様式4)

カ 社会保険及び労働保険並びに最低賃金法適用報告書(様式5)

キ 建設コンサルタント登録証明書の写し

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

場所：千葉県柏市根戸1854番8(都市部北柏駅周辺整備課)

イ 郵送の場合

以下の宛先に郵送すること(必着)

※宛先は、「〒277-0831千葉県柏市根戸1854番8 柏市役所都市部北柏駅周辺整備課」とする。

※郵送した場合は、その旨を事務局(04-7160-3851)へ連絡すること。

(4) 部数

各2部(正本1部 副本1部)

(5) 参加資格の可否

提出書類により参加資格の確認を行い、令和8年6月19日(金)までに参加意思表明をしたすべての者に対して、電子メールにより連絡する。

5 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑がある場合は、質疑書(様式6)を電子メールで事務局あてに送付すること

イ メールの件名は【北柏駅南口駅前広場基本計画策定業務委託プロポーザル(法人名)】とすること

ウ 送付先：kitakashiwaseibi@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付した際は、事務局(04-7160-3851)に電話し到着確認をすること

オ 評価等に影響を及ぼす恐れがある質問(参加業者数・参加業者名・選定委員等)についての質問は受け付けない

(2) 質疑期間

令和8年6月15日(月)から6月23日(火)午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年7月3日(金)までに参加資格を有する全ての者(辞退した者は除く)に対して質疑とその回答の内容を電子メールにて送信する。

6 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、辞退届(様式7)を令

和8年7月16日(木)午後5時までに提出すること。

※提出先及び提出方法は4(3)のとおりとする。

## 7 提案書の作成と提出

### (1) 提案内容

別紙2「北柏駅南口駅前広場基本計画策定業務委託に関するプロポーザル方式審査基準」中に示す以下の項目に沿って順に説明すること。

- 1 業務に対する理解度
- 2 提案内容(①から③の「審査対象」ごとに)
- 3 実施体制
- 4 業務工程
- 5 その他必要な事項

### (2) 提出書類

パワーポイント等により作成した以下のア・イ・ウの項目について記した提案書及びエ・オ・カを必要部数提出すること。

#### ア 表紙(様式8)

タイトル, 提出者, 正副の別, 副本は整理番号を必ず記載すること

#### イ 業務に対する理解度及び提案内容(A4換算で4ページまで)

#### ウ 実施体制, 業務工程, その他必要な事項 (A4換算で3ページまで)

#### エ 業務の実施体制(様式9)

#### オ 配置技術者(様式10)

#### カ 参考見積書及び内訳書(自由様式, 消費税及び地方消費税を含む)

### (3) 部数

各7部(正本1部 副本6部)

### (4) 期限

令和8年7月16日(木)午後5時までに提出すること。

※提出先及び提出方法は4(3)のとおりとする。

### (5) 提出書類作成等に当たっての留意事項

#### ア 提案は, 一つに限定すること。

イ A4判で作成し, 1部ずつステープラーで綴じること。(ファイルとじは不用とし, 表紙にタイトル, 提出者名及び正本又は副本の別を記載する。副本については部ごとに整理番号を付すこと)なお, A3判の資料は, 折りたたんでファイルにとじることができれば可とする(A3の1枚はA4で2枚と換算する)。

ウ 使用する文字の大きさは, 10ポイント以上とすること。

エ 文字数の制限は, 不問とする。

オ 別冊資料の添付は, 不可とする。

カ カラー刷り, 写真, 絵, 図及び表等の挿入は, 可とする。

キ ページ番号を付すこと。

ク 書類提出後の記載内容の変更及び差し替えは, 不可とする。

ケ 日本語により作成すること。

### (6) その他の留意事項

#### ア 費用負担等

提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに際して必要となる費用は, 提案書等の提出者の負担とする。また, 提出書類及びプレゼンテーションに用いる資料中に, 提案書等の提出者以外の知的所有権等の権利に係る文章, 写真, 絵, 図, 表,

映像及び音楽等が含まれるときは、提案書等の提出者の費用負担と責任において、あらかじめ、当該知的所有権等の権利を有する者の許諾を得るものとする。

#### イ 提出書類の取扱い

(ア) 理由のいかんを問わず返却は行わない。

(イ) 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合は、その対象となる。

(ウ) 本件プロポーザル以外の目的に使用することはない。

(エ) 選定作業等に必要な場合には、複製を作成することがある。

#### ウ 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 異なる提案を複数提出したとき

(イ) 提出書類の記載に虚偽又は不正があったとき

(ウ) 提出書類に記載すべき内容の全部又は一部の記載がなかったとき

(エ) 見積額が予定金額の上限金額を超えるとき

(オ) 仕様を満たさない提案であるとき

(カ) 参加資格の要件を満たさないことが判明したとき

(キ) その他、提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続によらなかったとき

#### エ 実施体制

実際に受託した際は、業務の実施体制（様式9）に記載した体制と同程度以上の体制とするよう努めなければならない。

#### オ 再委託等の禁止

原則として、受託業務の全部又は一部を第三者に対して再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に本市と協議を行い、承認を得たものについてはこの限りでない。

#### (7) その他

参加意思表明書を提出後、提出期限までに提案書などの提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

### 8 プレゼンテーション

#### (1) 日付

令和8年7月24日(金)

#### (2) 場所

参加意思表明書の提出があった者に対して、別途連絡するものとする。

#### (3) 実施時間

35分以内とする（目安：説明20分、質疑10分、セッティング及び撤去等5分）。

#### (4) 人数

配置技術者を含め3名以内とする。

#### (5) 貸出物品

机・椅子・プロジェクター・スクリーン・パソコン・延長コードとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

#### (6) その他

ア プレゼンテーションは、提出書類のほか、パワーポイント投影による説明も可能とする。その際は、事前に事務局にパワーポイントデータを提出すること。なお、パワーポイント形式は16：9とする。

イ プレゼンテーションは、非公開で行う予定である。

- ウ 説明は主任技術者もしくは担当技術者が実施するものとする。
- エ プレゼンテーションの際に、追加資料の提出を行うことは不可とする。

## 9 審査基準

別紙2「北柏駅南口駅前広場基本計画策定業務委託に関するプロポーザル方式審査基準」を参照すること。

## 10 審査方法及び選定方法

### (1) 審査方法

最優秀提案者の審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会（北柏駅南口駅前広場基本計画策定業務委託）における、プレゼンテーション審査によるものとする。

### (2) 選定方法

ア 各選定委員はそれぞれが項目ごとに評価を行い、その合計が最も高い提案事業者を1者選定する。

イ 各選定委員から最も多く選定された提案事業者を優先交渉権者（契約候補者）に選定する。

なお、それぞれから選定された提案事業者が同数となった場合には、各委員の協議によって最優秀提案を選定する。なお、審査の結果、提案内容が仕様書の水準に満たないと判断された場合は不採択とする。

## 11 プロポーザル方式結果通知

プロポーザル方式結果は、参加した業者に対し、書面にて通知する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

## 12 結果公表

プロポーザル方式結果は、市ホームページに公表する。

## 13 契約手続き

(1) 最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、最優秀提案の提案事業者と見積り合わせの上、契約を締結する。

(2) 本プロポーザルにおいて提案事業者が提案した業務体制を満たす見込みがないと本市が判断した場合は、契約を締結しないことがある。その場合、契約候補者は損害賠償請求をしないものとする。

(3) 決定した契約候補者と契約合意に達しない場合、次順位の提案事業者（第二優先交渉権者）と交渉を行う場合がある。

## 14 事務局

### (1) 担当部署

都市部北柏駅周辺整備課 担当 川島，梅谷

### (2) 連絡先

〒277-0831 千葉県柏市根戸1854番8

電話番号：04-7160-3851（直通）

Eメールアドレス：kitakashiwaseibi@city.kashiwa.chiba.jp

## 15 その他

(1) このプロポーザルに参加しなかった場合や、参加意思表示の後、審査結果通知の前ま

- でに辞退した場合であっても、今後の入札等において不利な扱いをすることはしない。
- (2) 交通渋滞、通行止め等の道路事情、公共交通機関の遅延、運休等、郵便事故、電子メールの通信事故等については、本市はいかなる責任も負わない。